

資料編

1 福知山市地域福祉計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）107条の規定及び京都府地域福祉支援計画に基づき、本市における市民・地域団体・行政等が一体となって実現すべき目的と取り組み方策を明らかにする福知山市地域福祉計画（以下「計画」という）を策定するため、計画を立案する組織として福知山市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という）を設置する。

（組織）

第2条 委員会は、30名以内の委員をもつて組織する。

- 2 委員は、福知山市に在住、在勤又は在学している者の中から市長が委嘱する。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。
- 3 前項において在学している者とは、学校教育法に定める高等学校、中等教育学校後期課程、大学、高等専門学校及び専修学校に在学している者をいう。

（任期）

第3条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は必要に応じて委員長が招集し、会議を進行する。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、福祉保健部地域医療課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

この要綱の施行後最初の委員会の招集は、第5条の規定にかかわらず、市長が行う。

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 福知山市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

(順不同・敬称略)

| No. | 氏名 | 所属 | 備考 |
|-----|----------------|----------------------------|--------------------------|
| 1 | 足立 喜代美 | NPO 法人おひさまと風の子サロン | |
| 2 | 足立 恵子 | 福知山市男女共同参画審議会 | |
| 3 | 荒木 智子 | 福知山ボランティア連絡協議会 | |
| 4 | 大江 喜次 | 金谷地区福祉協議会 | |
| 5 | 大槻 昭則 | 三和地域協議会 | |
| 6 | 岡本 悦司 | 公立大学法人 福知山公立大学 | 委員長 |
| 7 | 長田 研司 野条 信之 | 京都府中丹西保健所 | 野条委員の任期は平成 29年7月29日から |
| 8 | 香月 芳雄 | 福知山市老人クラブ連合会 | |
| 9 | 衣川 裕次 | 夜久野みらいまちづくり協議会 | |
| 10 | 小西 春奈 | 市民一般公募（高校生・大学生） | |
| 11 | 新宮 七郎 | 大江まちづくり住民協議会 | |
| 12 | 関 三千彦 | 福知山市民生児童委員連盟 | |
| 13 | 高橋 香壽美 | 福知山市精神障害者家族会 | |
| 14 | 田中 愛子 | 福知山障害児（者）親の会 | |
| 15 | 田村 敏明 | 福知山市身体障害者団体連合会 | 副委員長 |
| 16 | 土田 康輔 | 福知山市自治会長運営委員連絡協議会 | |
| 17 | 寺川 澄 | 市民一般公募（男） | |
| 18 | 中村 洋子 | 市民一般公募（女） | |
| 19 | 西垣 哲哉 | 一般財団法人 福知山医師会 | |
| 20 | 松田 規 | 社会福祉法人 福知山市社会福祉協議会 | 副委員長 |
| 21 | 森田 雅子 | 福知山市連合婦人会 | |
| 22 | 家谷 妙子 | 一般社団法人 福知山民間社会福祉施設連絡協議会 | |
| 23 | 山口 幸子 | 福知山市保育協会 | |
| 24 | 山本 正一 | 部落解放同盟京都府連合会 福知山地区協議会 | |

3 用語の解説

か

- 介護支援サポーター
市内在住の 65 歳以上の人を対象に、市が開催している説明会と研修会を受講していただき、介護保険施設などで介護支援サポーターとして活動していただく制度。
- 絆
断つことのできない人と人との結びつき。離れないようにつなぎとめる綱の意味から、家族や友人など人と人を離れがたくしている結びつきをいう。
- 基本的人権
人間が人間であることに基づいて当然に有する権利。
- 京都府地域福祉支援計画
府内各市町において地域福祉が計画的に推進されることを支援するために、広域的な見地から府の取り組むべき方向性を示すとともに、市町村における地域福祉計画策定のための指針。
- 公共交通空白地
既存バスが走行していない地域やバス停・鉄道駅から一定以上距離が離れた地域で、公共交通の利用が困難な地域。
- コーディネータ
(ボランティアコーディネータ)
さまざまな調整役のこと。本計画では、活動希望者と地域・市民のニーズを調整する人のこと。
- 合理的配慮
「障害者差別解消法」においては、障害のある人から社会にあるバリア（障壁となっているもの・こと・状況など）を取り除くための対応を求められた場合、負担が重すぎない範囲で対応することをいう。
- 高齢者ふれあいいきいきサロン
高齢者などが地域の中で楽しく、気軽に、誰でも参加できる「つどいの場」として住民自らが支え合う取組。参加者が歩いて行ける場所での楽しい仲間づくりや交流を目的としている。
- 子育て支援センター
市内に 4 か所ある子育て支援の拠点で、親子が集い、仲間づくりや育児相談、子育て講座などの支援を受けられる施設。

さ

- 災害時要配慮者
災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々のこと。（一般的に高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊婦などがあげられている。）
- 市民協働
市民・地域・事業者・ボランティア・NPOなどが対等なパートナーとして、地域の公共的課題の解決に向けて共に考え、連携のうえ協力して行動すること。
- 市民後見人
弁護士や司法書士などの資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身につけた第三者後見人などの候補者。
- 社会福祉協議会
地域住民が主体となって地域福祉の推進を図るため、福祉関係機関・団体・行政機関などの協力を得て、組織的活動を行うことを目的とする民間組織。社会福祉法に基づき、市町村、都道府県及び中央に組織されている。
- 醸成
機運・雰囲気などをつくり出すこと。
- 人権ふれあいセンター
人権問題の理解と認識を含め、差別のない心豊かな人づくり、まちづくりを進めるために設置された住民交流施設。
- 生活困窮者自立支援法（制度）
生活保護に至る前、または生活保護から脱却する段階で、自立支援を強化するために2015（平成27）年に制定された法律と、その法律に基づく諸制度。相談支援、住まいの確保、就労支援などを一体的に行う。
- 成年後見制度
知的障害、精神障害、認知症などにより不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをして、その人を援助してくれる後見人を付けてもらう制度。

た

- 男女共同参画社会
男女が社会を構成する対等なパートナーとして、共に活躍できる機会が得られ、お互いに協力し合いながら責任を担う社会。
- 地域コミュニティ
自治会をはじめとした日常生活のふれあいや共同活動、共通の経験を通して住民の連帯や信頼関係により形成される地域社会のこと。

●地域包括ケアシステム

地域住民に対して、保健サービス、健康づくり、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーションなどの介護を含む福祉サービスを関係者が連携・協力して地域住民に応じたサービスを一体的・体系的に提供する仕組み。

●地域包括支援センター

「介護保険法」に基づいて地域に設置する施設で、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職を配置し、介護予防の推進や高齢者の保健・福祉・介護などに関する総合相談・支援等を行う。

●出前講座

市内に在住、在勤または在学する 10 人以上の人で構成された団体・グループ・サークルなどが主催する催しへ、市職員などが出向き、講演を行う制度。

●トライアル雇用

職業経験・技能・知識などから就職が困難な特定の求職者を一定期間試行雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者と求人者の相互理解を促進し、早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的とする制度。

な

●ニーズ

需要、要求、要望などのこと。

は

●福祉サービス利用援助事業

認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人などの判断能力が十分でない人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行う事業。

●福祉有償運送

NPO、公益法人、社会福祉法人などが、要介護者や身体障害者などの会員に対して、実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員 11 人未満の自家用自動車を使用して、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの。

●福知山市健康増進計画

市民が健康で生き生きと生活していけることをめざし、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組んでいけるよう策定された、本市の保健分野に関する基本計画。

●福知山市高齢者保健福祉計画

すべての高齢者やその家族が地域社会において、健やかに安心して、生きがいを持って生活することができる社会の構築と地域における高齢化のピーク時にめざすべきケアシステムの達成をめざし策定された、本市の高齢者福祉に関する基本計画。

- 福知山市子ども・子育て支援事業計画
子どもが健やかに成長することができ、誰もが安心して子育てできる地域を築くため、子どもを取り巻くさまざまな分野の施策を総合的に推進していくために策定された、本市の子育てに関する基本計画。
- 福知山市災害ボランティアセンター
災害のボランティア活動を支援するため、ボランティア派遣依頼の対応、ボランティアに対するさまざまな相談の受付、ボランティアの養成や、ボランティア活動の啓発などを行う、福知山市社会福祉協議会に設置された組織。
- 福知山市障害者計画
障害のある人の自立支援を図るため、地域生活への移行、就労支援などの課題に対応したサービスの基盤整備などを示した、本市の障害者福祉に関する基本計画。
- 福知山市総合計画
本市の将来あるべき望ましい姿を設定し、その実現に向けて市民の総力を結集するとともに、計画期間における住民福祉向上のために必要な施策を体系化し、総合的・計画的なまちづくりの指針を定めた、本市の総合計画。
- 福知山市地域福祉活動計画
福祉的援助を必要とする市民に対し、地域（地区）として展開する具体的な活動や市社協の支援・事業内容を明らかにした、市社協が策定する計画。
- 福知山市ボランティアセンター
ボランティア活動を推進するため、福知山市社会福祉協議会内に設置している組織。
- ヘイトスピーチ
日本国外の出身者らに対する、不当な差別的言動のこと。
- ほっとはあと製品
障害のある人が心を込めて作った温かみのある製品。仕事を授けるという「授産」のイメージを改めるため、京都府が全国公募して2006（平成18）年4月に「ほっとはあと」と命名し、新たなブランドとして普及に努めている。
- ボランティア
現代社会で起こっているさまざまな問題や課題に対し、個人の自由な意志によって、金銭的対価を求めず、社会的貢献を行い、連帯を生み出そうとする人々のこと。

ま

- 民生委員・児童委員
「民生委員法」「児童福祉法」に基づいて地域に設置が定められ、住民の信頼を受けた地域の世話役として地域住民のよき相談相手となり、地域の高齢者や児童、障害のある人など福祉サービスが必要な人のいる家庭が孤立しないよう、窓口として行政などにつなげる役割を担う人のこと。

や

- 有機的

全体が多くの要素から構成され、その各要素が密接に結びついて互いに影響を及ぼし合っている様子。

- ユニバーサル社会

障害の有無、年齢、性別、国籍などに関わらず、誰もが対等な地域社会の一員として支え合う中で安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮できる社会。

- ユニバーサルデザイン

まちづくりや商品のデザインなどに関し、障害の有無、年齢、性別、国籍などに関わらず、誰もが利用しやすいデザインを取り入れる考え。

- 要保護児童

保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のこと。具体的には、保護者の家出、死亡、服役などの事情にある子どもや、虐待を受けている子ども、家庭環境などに起因して非行や情緒障害を有する子どもなどがこれに含まれる。

ら

- 労働力率

15歳以上の人口に占める、労働力人口の割合。労働力人口とは、仕事をして収入を得た人や、働いていないがいつでも働く意思のある人（完全失業者）の合計。

わ

- ワークショップ

「体験型の講座」を指し、企業研修や住民参加型まちづくりにおける合意形成や問題解決の手法としてよく用いられている。

アルファベット

- DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の親密な関係にある男女間における身体的または精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動を言う。

- NPO

「Non Profit Organization（非営利団体）」の略。利益を追求することを主目的とせずさまざまな分野で公益的な活動を行う組織。

- PDCAサイクル

計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）の順に実施し、計画の改善を図る仕組み。

第3次福知山市地域福祉計画

みんなでつくる 共に幸せを生きるまち ふくちやま

2018（平成30）年3月

福知山市 福祉保健部 地域医療課

〒620-8501 京都府福知山市字内記 13 番地の1

TEL：0773-24-7088 FAX：0773-22-9073
